答弁第五〇号

内閣衆質二○八第五○号

令和四年四月二十八日

衆

議院議長

細

田

博

之殿

内閣総理大臣 岸 田 文 雄

衆議院議員櫻井周君提出税収における直間比率の是正に関する質問に対し、 別紙答弁書を送付する。

衆議院議員櫻井周君提出税収における直間比率の是正に関する質問に対する答弁書

一について

方の検討の結果として出てくる数値であって、 直間比率の是正と呼ばれたことがあると承知しているが、 人所得課税の負担軽減、 御指摘 0 「直間比率の是正」については、昭和六十二年及び昭和六十三年の抜本的税制改革において個 消費税の導入等を内容とした改革が行われ、 政府としてその比率自体を是正するために税制改正に取り 直間比率は、 当時、こうした改革の内容を指して その時 々の経済状況や税制 の在り

一及び三について

組

んできたものではない。

果たす役割を踏まえ、 であることから、 「税収における直 御指摘 \mathcal{O} 「ビルトイン・スタビライザー機能」 税制におけるこれらの [接税の割合] 税制のみならず、 は、 その時 機能 関連する制度全体として評価すべきものであり、 々の経済状況や税制の在り方の検討の結果として出てくる数値 \mathcal{O} 確保の観点のみをもって、 Þ 「所得再分配機能」については、 「税収における直接税の割合」 税制 また、 以外の諸制度が 御指導 摘 \mathcal{O}

の在り方を検討することは必ずしも適切ではない。